

みぶ町政だより



7 月号

昭和52年7月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可 一部9円



▲この写真をさしあげます
希望される方は、企画課（②1234内線50）へ
ご連絡ください。

大みこし渡御

今日の人口

7月1日現在	対前月比
総人口 32,302	63人増
男 15,981	45人増
女 16,321	18人増
世帯数 8,376	34世帯増

夏祭り“八坂祭”の大みこし渡御が16年ぶりに復活しました。
祭り期間中の10日午後、壬生青年会（塚本一美会長）の若衆により
久しぶりに威勢のよい掛け声で、町中を練り歩く大みこしの姿に、
昔を懐しむ人や物珍しげな子供たちが、一緒になって“日本人のこ
ころ”を味わっていました。

また、10日と16日の夕方花屋台6台が出て賑わいました。

8月は“災害防止の月”です（災害も人災、備える心を大切に）

本町の投票率は六八・二六パーセント

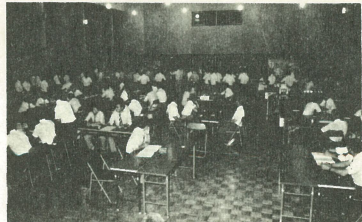
参議院議員選挙の結果

参議院議員通常選挙は、七月十日投票が行われました。本町では、十七ヶ所の投票所で午前七時から始まり、したが、有権者の出足はやや鈍く、昭和四十九年の参議院選と比べ、七・七二％下回る六八・二六％にとどまりました。

開票は、午後七時から中央公民館で行い、地方区は午後十一時五分、全国区は十一日午前二時三十分には全部終了しました。本町における開票結果は、次のとおりです。なお、按分票のうち一票未満は省略しました。

地方区の開票結果

公民館での開票の様子



開票結果
あき山あつし 九六票 阿部修二 五票 あべたまこ 一五票 有田 郎一 六票 安西愛子 二二票 伊江朝雄 四九票 池山重明 四票 石本しげる 五五九票 いすろ雄一 八票 いなるけい 一六票 市川正一 一四票 一竜吉代子 一八七票 江田五二 四八票 大木正吉 二二八票 大木佐武郎 七四票 扇忠雄 〇票 扇千景 一七〇票 大木修一 一〇票 大

町の花・木・鳥

町政だより六号で掲載いたしました町の花・木・鳥の募集につきまして、みなさんご協力により多数の応募があり、町のシンボル選定に大きな関心を示されています。全応募の内、採用された方の中から抽選により、花・木・鳥それぞれ次のおり賞状と賞金と、さらに、応募者全員に記念品を贈呈します。

県民手帳の予約募集

栃木県のがらが一目でわかる資料編・都道府県や学校・職などの名簿編・電話局外局番や郵便番号・印紙税額・観などの生活便利編のほか、こまに県下の主な行事などを載せた日記編からなる上質紙・百四十ページの便利なポケット手帳です。

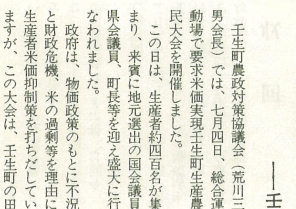
ぜひ、お求めください。

◎価格 一部 三百円です。
希望者は、自治会長より、班長さんを通じてお申し込みください。



災害に備えて水防訓練行

壬生町消防団では、七月十三日午前七時から黒川の東雲橋下流で水防訓練を行いました。これからの時期は、台風などに伴って大雨の発生が懸念されますので、災害を最少限に防ぐため、この日は石橋地区消防組合壬生町支部で、実技訓練で汗を流す。



中小企業設備近代化資金の申込は

○申込受付期間
八月二十日から九月十日まで
○詳しくは、役場商工課におたずねください。
締切は、八月十五日までです。

要求米価実現

壬生町農政対策協議会（荒川三男会長）では、七月四日、総合運動場を要求米価実現壬生町生産農民大会を開催しました。この日は、生産者約四百名が集まり、来賓に地元選出の国会議員、県会議員、町長等を迎え盛大に行なわれました。

政府政策のもとに不況と財政危機、米の過剰生産を理由に生産者米価抑制策を打ちだしていますが、この大会は、壬生町の田

各投票所の状況

投票所	有権者数	投票率
中央公民館	4,046人	71.30%
公民小	1,648	67.54
民小	931	60.26
小公民小	812	71.67
小公民小	3,607	70.92
小公民小	746	62.06
小公民小	986	61.36
小公民小	910	60.59
小公民小	553	54.88
小公民小	721	56.59
小公民小	628	67.20
小公民小	2,170	72.95
小公民小	764	83.90
小公民小	541	70.61
小公民小	429	69.23
小公民小	447	63.98
小公民小	1,743	67.87
小公民小	21,682	68.26

火葬場が利用できます

七月一日から宇都宮市の火葬場を使用することができ、現在、宇都宮市広域行政事業として昭和五十二年年度を目途に火葬場を建設中であり、宇都宮市と協定を結び、宇都宮の火葬場を利用できることになりました。火葬場の利用については、宇都宮市の条例等が適用されます。また、霊柩車については、町で民間業者と業務委託契約を結びましたので、それをご利用する場合は、役場住民課へご連絡ください。使用料は、次のとおりです。

- ◇火葬場使用料
〇大人 一、四〇〇円
〇小人（満年齢七歳未満のもの） 八〇〇円
- ◇死産児（妊娠四ヶ月以上のもの） 六〇〇円
- ◇改葬 改葬のため火葬するときは、一、四〇〇円
- ◇霊柩車使用料
〇壬生・稲葉地区
普通車（棺型） 一、七〇〇円
特別車（棺型） 二、七〇〇円
〇南不調地区
普通車（棺型） 九、五〇〇円
特別車（棺型） 一、八〇〇円

8月15日は全国戦没者追悼式が行われます。半旗の掲揚と正午に1分間の黙とうを捧げましょう。

環境整備 で見る 目録 —みんなの力できれいな町づくり—

＜みんなの力できれいな町づくり＞

ゴミは水分の
ないように
各家庭から出るゴミは、最近非
常に水分が多いため、燃えなくて
燃却場では困っています。
これから暑くなると、スイカな

ゴミは水分の

ないように

環境整備に協力

六月は環境整備の月として、広く町民のみならずに呼びかけたところ、各自治会などの協力を得て大きな成果をあげました。

またまた、自治会で行なった側溝清掃のゴミやゴミ焼却場の焼却灰の後仕末に困っていることを知った王生町建設業組合（七業者が加入）では、六月二十二日、二十三日の両日、それぞれトラックを出して協力をしました。



側溝清掃

ど水分の多い果物類がゴミとして出されますが、水分があるため燃えません。



煖却灰の後仕末

回 収

壬生町農業用廃ビニール処理対策協議会（梁島庄左エ門長）では、健全な施設園芸の発展、農産物生活環境の保全のために、本年度第一回の廃ビニール回収を六月十七日と七月五日の二日間実施しました。

今回は、特にイチゴ栽培農家が対象で、回収量は約十トで、でしたことにより、不法投棄がなくなりました。農村環境の美化に役立っています。

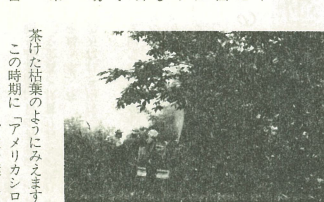


廃ビニールの回収

側溝に、ゴミなどを捨ててはいないでしょうか。

側溝は、ゴミ箱ではありません。みなさんのちよつとした注意と心がけて、側溝の汚れや詰まりは防ぐことができます。

アメシロを
防除しましょう



ア メ シ 日 防 除

茶けた枯葉のようになみえます。

「アメリカシロヒトリ」に毒は
ありませんが、もし取り残して、
毛虫が大きくなったときは、農薬
（「ディブレックス」、「スミチオン」など）をかけてください



これでは困ります

有意義に過ごそう、夏休み



いよいよ本格的な夏です。各小中学校では、7月21日から8月31日までの42日間夏休みとなりました。

この夏休みは、学校の授業から子供を解放して、健康の維持増進を図り、新学期にそなえることと、ふだんの学校生活では得られない学習や生活を体験させ、のびのびとした幅広い人間づくりに役立たせるための休みです。

夏休みには、とかく事故を起しやすい時期ですから、子供たちの行動には家族ぐるみで目をくばり、子供たちにとって楽しい有意義な夏休みにしたいものです。

交 通 事 故

夏休みには、年々多くの子供
の交通事故が起きています。時
期です。

● 楽しい夏休みが、一瞬
の交通事故で暗く悲しい
毎日になっては大変です

● 幼児、小学生の交通事故
故原因で最も多いのは、
「とび出で」、ついで
「車の直前、直後の横断
」

● 「幼児のひとり歩き」
「道路上で遊びのり」とな
っています。

● また自転車に乗る中の事故も多
なっています。狭い道路から広

どんな有効な夏休みを各家庭にどんな方法で子どもを教育したてようか、その指導方法について考えてみましょう。

★指導の目標は

- 一 健康安全を図り、積極的にはまをきたえる。
- 二 自主的、継続的な学習を身につけて創造性をのびさせる。
- 三 規則正しい生活態度を身につける。
- 四 集団活動に積極的に参加して社会的態度を身につける。
- 五 家庭生活をよく理解させ、家庭の一員として協力する態度を身につける。

★健康指導の計画は

一 夏休みの生活プラン・日課表を各自に作成させ、個々の実態に応じた規則正しい生活をする。

二 健康を留意し、むしろ、トラ

道路へ出る時には、一時停止の
なり、正しい方法で右折するなど
子供に自転車の正しい乗り方を教
えましょう。

夏休みのこの時期は、近所の方
々が協力しあって、危ない遊びの
子供を見たら注意をするなど事故
の防止に努めましょう。

◎家庭で注意する点

○子どもたちが外に出かける時
き、「車に気を付けろ」とひと
と声かけて送ります。
○路上でのキャッチボールなど
道路では子どもを、絶対に遊
ばせない。

故 事 事 難

● 故 学校は夏休みに入り、子どもたちが涼を求めて、河川などに出かける姿が多くなります。

● 事 この楽しいはずの水遊びも、一歩誤ると取り返しのつかない悲惨な事故につながります。

● 難 町教育委員会では、この夏休み中に、一人も事故を起こさないように、各放水場を巡回しています。

● 水 学校に強く呼びかけています。

自衛官募集

二 「夏休みの友」などは内容をよく検討して、既習事項と関連をおさえた内容で学習とする。

三 長期間にわたる継続作業を必要とする研究などをこともにする。

自衛官募集

防衛庁では、自衛官・陸・海・空を募集している。

●受験資格上：日本国籍を有する満十八歳以上、二十五歳未満の身体に健全な男子であれば、どんなにでも募集されます。

特別無線技士	ボーイ・技師	航空交通管制官	特殊無線技士	けん引免許	自動車整備士	危険物取扱主任者	潜水士	船舶衛生管理者	航海士	大型特殊自動車	運転免許	電話交換取扱者	准看護士	普通・大型自動車	構内交換設備等	工事担当者	調理師
--------	--------	---------	--------	-------	--------	----------	-----	---------	-----	---------	------	---------	------	----------	---------	-------	-----

防衛隊では、自衛官（陸・海・空）を募集しています。

受検資格：日本国籍を有する満十八歳以上、二十五歳未満の心身ともに健全な男子であれば、どんなにでも応募できます。

試験のことや待遇その他は、栃

地方分庁本部小山警察事務所 電話 〇八五・二五、四七・三三 まで。

は、役場民課課（二六三）におおすねください。

ス隊中に転機に入り、次の様な資格が取得できます。

まじ、事故を起さないようにして
しよ。」

○家庭に、注意する点

○幼児が川や沼、池などで一人
遊ばせさせないこと

○子どもたちが川などに行くとき
きは、必ず行き先を話す
出かけるように習慣をつけ
せよ。」

○「けん」や「あな」にな
ると書いた立札のあるところ
では、絶対に水遊びをさせな
い。」

◎家庭で注意する点

○幼児を川や沼、池などにて一人遊びをさせないこと。

○子どもたちが行くところには必ず行き先を語って出かけるように習慣をつかさねること。

○「きけん」や「あぶない」などと言った立札のあるところへは、絶対に水遊びをさせないこと。

— 年金額の引き上げ 2 カ月繰上げ実施 —

◆ 福祉年金

項 目	現 行	正 改
１．給付額の引上げ（金額は年金額の月額）		
・老齢福祉年金	13,500円	15,000円
・障害福祉年金		
1 級	20,300	22,500
2 級	13,500	15,000
・母子（準母子）福祉年金		
基 本 額	17,600	19,500
加算額（第2子）	2,000	（現行どおり）
〃（第3子以降）	400	（現行どおり）
２．所得制限の緩和		
本人所得（夫婦世帯）	年収 153万円	年収 164万円
扶養義務者（6人世帯）	年収 876万円	（据え置き）
３．公的な年金給付制限の緩和		
普 通 恩 給	限度額 28万円	限度額 33万円

国民年金法が
改正される

改正の内容は、福祉年金が平均
一パーセント増額され、支払期
月については受給権者へ年金の要
望がかなえられて、盆・暮に支給
月が改善され、四月・八月・十二
月期に支払ひは十一月に支給さ
れます。

提出年金は、物価スライド率分
九・四パーセントが増額されま
す。実施時期は、福祉年金が八月
から、提出年金が七月から引き上
げられました。

昨年、引続いた国民年金法が改正
されました。

◆ 抛出年金

項	目	現	行	改	正
1. 給付額の引上げ(金額は年金額の月額)					
・老 齢 年 金					
	25 年 納 付	32,500円		35,558円	
	10 年 年 金	20,500		22,425	
	5 年 年 金	15,000		16,408	
・障 害 年 金					
	1 級	41,250		45,125	
	2 級	33,000		36,100	
・母子(準母子)年金					
・遺 児 年 金					
	基 本 額	33,000		36,100	
	加算額(第2子)	2,000		(現行どおり)	
	“(第3子以降)	400		(現行どおり)	
・寡 婦 年 金					
	25 年 納 付	16,250		17,775	
・死 亡 一 時 金					
	3 年 ～ 20 年	23,000		(現行どおり)	
	付加保険料分	一律 8,500 加算		(現行どおり)	

国民年金の保険料は必ず納めましょう

改正内容は、表のとおりです。
この改正による年金額と改定通知は、八月に社会保険庁からあります。

国民年金の保険料は必ず納めましょう

あなたの国民年金手帳にお確かめください。保険料の納め忘れはありませんか。納期額が二年たちますと、納めたとしても納められず、将来老齢年金などを受けられないこととなります。かねえな、保険料は、次の納期額までに必ず納めましょう。

〇七月・七月分	九来末日
〇十月・十一月分	十一月末
〇一月・二月分	二月末日

保険料の納期限度でなく、納めなるとも交通事故にあつたとき、一家の大黒柱がなくなったときなどに、障害年金や母子年金がとられない場合があります。

町名由来の考察
(その五)

再び「郷土新聞」にもとりま
が「至宝」に關係あると思われ
るところ、「王新田」の項を、全
文引用して、

「王生新田は往時王生町外五ヶ
村入会の特権地りしを延享二年（
西暦一七四五年）遷請して、字
東野」とある。

然るに年々増々のため成木せず不
毛一八五七年を惜み、民政松本西
馬（隱居）して時呪と号す。幕府へ
請願し、勅許を得て、野野を開墾、新
に民家を創立し、

漸くにして林を繁茂するに至る。
依つて至宝地を改め王生持新田
たるを今の称と改なり、其の時
に於ける山林及び開墾地左の如し

畑 五町七反五畝八歩
宅地 三反三畝八歩
平林 六十町九反三畝三歩
石のとおりで、文中の「至
宝地」とは、どういふ種類の土地で
の残念であるが「至宝地」の至宝
の出所であるかと思ひます。

つづく「六義町」の至宝は、
名づけられて、年月を経ており
ませぬから、土の人ははその由
来などまた記憶し、新しい事でし
や。一説には、睦、新しかきたと
三つれては、

筆者 鈴木茂弥

「新田」があとに付、地名が各
地に多いのは、新しく開墾された
土地に付けられたものであること
は理解されるが、至宝十一年十
月（西暦一七六一年）の記録に、
星の宮田。原宿新田。長田
新田。これら新田が、記されて
います。このうち星は王生新田
よりも早い時代に開発されたこと
はなごもから、新田という字
にないにもかかわらず、しうに除
かれる所で、「星の宮」原宿」と
なつたのでせう。

「押原原移跡」といふ古文書に
「押原地説」といふ一文があり
ば「押原の地り抑はもと原なれ
ば押原といふは、或は一説に、那
れ大野よりつづき原の押止なり
れば押原とては、」白鹿の沼より
地名の名考」で、「白鹿の沼より
上のもよこじつて思ふるは、ま
うなことが記述されてゐるが、
沼、つまり、鹿沼となしに蒼
沼、つまり鹿沼となしに蒼沼、
上のよここじつて思ふるは、ま
なもこのあたりではないといふ
か。この法でゆくと、井戸のそ
ばに藤の木あつたら、藤井」
これは、あてになりませんが
一説は、あてになりませんか
ら、念のため、

④時の支配階級が命名したもの

④時の支配階級が命じたもの、
⑤住民の同意による名づけたもの、
⑥誰によるものか自覚されないもの、
のまにが固有な名詞になったもの、
右の①～⑥の場合、割合いろいろある
と思われる。

川向の。例は「三笠町」
の地名「川向」のまにに住民のちから
すれば、川向のこちらに生んでゐる
に、村に住んでいる人々の間で、
川向。といふ間に「川向の向う」で、
川向。としたもの。

藤井地帯の場合も大体これにあらは
れてはゐるやうです。比較的人々が
多い、宿ヶ形形成したたので「宿
坪」原のうちに出来たので「宿
坪・田圃向う」に出たのが「田
宿・田圃向う」に出たのが「向
う」高台があるのが、南の方、上
に出来たので「上坪・南の方」に
出来たので「即ち前坪」と進
云うとなんか云ひ出せないものが地
となつたのかと思ひます。

これは最もやさしい集落を意味するとい
のでし。

次に「馬場」は王将藩の藩校が
学園原宿の練馬場が、ここから
分館原になつたやうな、砲術、弓術
馬術を行なつたから、馬場、馬
の調練場つたところ、馬場となつ
つたもので。

ところで、今井は壬生斎持
地とも考へられるに、何の資料もな
く、唯一推定されるやう、兜を脱
したといふ事。

定期郵便貯金の

福祉年金等の支給を受けの
に、有利な貯金利率を適用する
期間郵便貯金のお取り扱いを
ご利用です。

●お利用できる方

老齢・障害・母子・準母子福祉
年金、老齢特別給付金、児童・特
別児童養育手当、福祉手当、原
被爆者の特別手当・健康管理手
当および保健手当の支給を受け
ている方

●お預けに金銀
ひとりで二〇万円まで

●お預け期間：二年

●貯金利率：年六、七五%

●お取り換え期間
昭和五十二年五月十一日から
十二月三十一日まで

●お取引先：郵便局

お申し込みは、郵便局をあらたな
じの一局一決めの「ご利用」によ
とめ、「銀行」「他の金融機関」
で、昭和五十二年五月十六日除
なられて、その場合にはお取り扱
すでのこの種の貯貯をご利用
できまして、

またお申し込みの際には、お手数
も年金証書、手当証書（または保
管証）、受給者証明書をお持ちく
ださい。

●くわしいことは、お気軽に窓口
でおたずねください。

壬生郵便局



壬生町の納涼踊りは恒例により次のように行います。

団体での参加を歓迎します。

▼駐車場 壬生中、精忠神社参道にあります。(開催の知らせは、花火を打ち上げます。)

納涼踊りの夕べ

昭和五十二年八月一日～九月三十日まで

老人健康診査を受けましょう

健康保持と疾病の早期発見

老人の健康保持と疾病等の早期発見のため、次のとおり実施しますので、最寄りの医療機関において受診してください。

一、対象者

大正元年十二月三十一日以前に生まれた方（六十五歳以上）

・六十五歳以上七十歳未満の方は

お知らせ



職員募集

役場では、次の要領で職員の募集を行います。

◇職および採用人員
下道課（作業職員）一名

◇資格

本年九月一日現在で満四十五歳（昭和七年九月二日以降生れて）までの者で町内に居住している男子

◇手続

申込用紙の請求と提出先

申込用紙の請求と提出先
壬生町役場総務課

◇締切日

昭和五十二年八月十五日

◇採用予定日

昭和五十二年九月一日

8月の納税

町県民税

第2期分

国民健康保険税

第2期分

レントゲン検査

住民検査は、結核予防法により誰もが年に一度必ず受けなければなりません。

検査票および検査実施日割表は保健委員会を通じて各家庭へ配布します。ぜひ、受けてください。

◇とき 七月二十八日から九月二日まで

◇該当者 家庭にいる方や職場で受けていない方全員（検査票の配布を受けた方）

◇除かれる者 学生・医師・会社・工場・事業所に勤務している方、理容師・美容師・クリーニング士その他の接客中の方、妊産婦

◇相談内容 家族計画や成人病相談など

◇とき 八月十二日（金）

◇対象者 昭和四十九年四月二日から五十四年四月一日までに生まれたお子さん

◇接種方法 第一期 四週間・六週間の間隔

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

◇接種方法 第二期 八月上旬

◇接種場所 第二期 八月上旬

時間を、午前十時から午後三時まで
町総合運動場管理棟

妊婦検査と血液検査

▽とき 八月十八日（木）

▽対象者 妊婦の方、また、結婚された方の血液検査も合わせて実施しますので、ご利用ください。

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

▽接種方法 第二期 八月上旬

▽接種場所 第二期 八月上旬

を、おいて三回接種
第一期 第一期終了後十二月、
十八日に至る期間に一
回接種

▽日程 八月十九日
・中央公民館
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種場所 八月二十日
・南大洞公民館

▽接種方法 八月二十日
・南大洞公民館

しかも秘密は固く守ります。
お気軽にご相談ください。
◇八月一日 役場日本間
◇八月九日 稲葉公民館
◇八月十六日 役場日本間
◇八月二十三日 南大洞公民館
時間は、午前十時から二時まで

交通事故巡回相談所

◇とき 八月九日（木）

◇場所 栃木市役所

◇対象者 交通事故に関するところ、どんなことでも相談に応じていますから、お気軽にお出掛けください。相談料は、無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。

◇相談料 無料です。